

令和3年

建設文教委員会

3月15日

豊明市議会

建設文教委員会会議録

令和3年3月15日

午前10時00分 開会

午後零時44分 閉会

1. 出席委員

委員長	ふじえ 真理子	副委員長	青木 亮
委員	堀内 ちほ	委員	ごとう 学
委員	鵜飼 貞雄	委員	月岡 修一
委員	近藤 善人		
議長	毛 受明宏		

2. 欠席委員

なし

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議会事務局長	鈴木 美智雄	議事課長	塚谷 友昭
議事担当係長	寺島 慎二	議事課主事	松林 淳

4. 説明のため出席した者の職、氏名

市長	小浮 正典	副市長	土屋 正典
教育長	伏屋 一幸	参事	小森 賢一
経済建設部長	宇佐見 恭裕	教育部長	小串 真美
産業支援課長	秋永 亘正	農業政策課長	青木 由美枝
土木課長	星子 恭士	都市計画課長	中野 忠之
市街地整備課長	川島 康孝	下水道課長	近藤 潔
環境課長	堅田 直寛	学校教育課長	高木 安司
生涯学習課長	深草 広治		

5. 傍聴議員

服部 龍一	いとう ひろし	中村 めぐみ	林 ゆきひろ
近藤 ひろひで	三浦 桂司	清水 義昭	宮本 英彦
一色 美智子	近藤 郁子		

6. 傍聴者

一般傍聴者 8名

午前10分開会

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） おはようございます。

定刻に御参集いただき、ありがとうございます。

ただいまより建設文教委員会を開会いたします。

会議に先立ちまして、市長より挨拶をお願いします。

小浮市長。

○市長（小浮正典君） 皆さん、おはようございます。

本日の建設文教委員会に付託されました案件は9つの議案でございます。慎重なる審査をいただきますよう、どうぞよろしく願いいたします。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ありがとうございます。

続いて、議長より挨拶をお願いします。

○議長（毛受明宏君） おはようございます。

本日の建設文教委員会は、9つの議案と請願1件、陳情1件でありますので、慎重審査、よろしく願いいたします。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ありがとうございます。

これより会議を開きます。

ここでお諮りいたします。市長は自席待機といたしたいが、御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 御異議なしと認めます。よって、市長は退席願います。

なお、市長におかれましては、答弁を求める機会がある場合には出席をいただきますので、御承知おき願います。

（市長退席をなす）

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 本日の傍聴については、申合せに従い15名以内とし、委員長において一般傍聴者の入室を許可します。

本日の議事につきましては、本委員会に付託されました案件につきまして、お手元に配付いたしました議題に従い会議を進めます。

なお、当局におかれましては、反問権を行使される場合は意思表示を明確にされ、論点を整理して反問されるようお願いいたします。

また、反問を終了したときも明確に意思表示をされるようお願いいたします。

初めに、議案第15号 市道の路線廃止についてと議案第16号 市道の路線認定について

は関連がありますので、一括議題としたいが、これに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○建設文教委員長(ふじえ真理子議員) 御異議ありませんので、議案第15号と議案第16号を一括議題といたします。

理事者の説明、質疑、討論は一括して行い、採決は議案ごとで行います。

議案第15号と議案第16号について、理事者より簡潔に説明を求めます。

星子土木課長。

○土木課長(星子恭士君) 議案第15号、市道の路線認定について御説明いたします。

この案を提出するのは、道路法……。

(廃止、廃止の声あり)

○土木課長(星子恭士君) 失礼いたしました。

市道の路線廃止について御説明いたします。

この案を提出するのは、道路法第10条第1項の規定に基づき、区画整理事業に伴い、下記市道を廃止する必要があるからです。廃止する路線は5路線でございます。

1枚おめくりいただき、附図を御覧ください。

路線番号1306、路線名、沓掛北209号、起点、豊明市沓掛町寺池100番地の1地先、終点、沓掛町寺池120番地先。

続いて、路線番号1307、路線名、沓掛北210号、起点、沓掛町寺池101番地先、終点、沓掛町寺池119番地先。

続いて、路線番号1308、路線名、沓掛北211号、起点、沓掛町寺池89番地先、終点、沓掛町寺池118番地先。

続いて、路線番号1309、路線名、沓掛北212号、起点、沓掛町寺池103番地先、終点、沓掛町寺池117番地先。

続いて、路線番号1310、路線名、沓掛北213号、起点、沓掛町寺池94番地先、終点、沓掛町宿120番地先です。

続きまして、議案第16号 市道の路線認定について御説明いたします。

この案を提出するのは、道路法第8条第2項の規定に基づき、市道として管理するため、新たに市道認定をする必要があるからです。

認定する路線は1路線でございます。

1枚おめくりいただき、附図を御覧ください。

この路線は、議案第15号で御説明いたしました廃止路線ですが、宿地内の路線を改めて認定するもので、路線番号1310、路線名、沓掛北213号、起点、豊明市沓掛町宿196番1地

先、終点、沓掛町宿120番地先です。

以上で説明を終わります。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

近藤委員。

○近藤善人委員 多分農業専用の道路だと思うんですけども、213号以外は。これ、何か近隣の方への影響とかはありますでしょうか。お願いします。15号、廃止のほうで。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 議案第15号。廃止することによる市民への影響でよろしいですか。

答弁願います。

星子課長。

○土木課長（星子恭士君） こちらは全て寺池の区画整理事業地内となり、影響はございません。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

堀内委員。

○堀内ちほ委員 区画整理内に道路が設置されて……。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 少しお待ちください。

お願いします。

○堀内ちほ委員 区画整理内に道路が設置されて市に移管されれば市の財産となって、道路分は基準財政需要額に反映されると思いますが、どれぐらいの影響がありますか。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

星子課長。

○土木課長（星子恭士君） まず、この廃止に影響される交付税に対しては、90万円ほどを見込んでおります。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 まず、区画整理に伴って道路が廃止されるということですが、これは区画整理組合から公共施設管理者協議という協議があったのでしょうか。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

星子課長。

○土木課長（星子恭士君） こちらについては、区画整理組合から公共施設用地の土地区画整理事業施行地区への編入承認申請書というものに基づいて廃止するものです。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ごとう委員。

○ごとう 学委員 確認ですが、そういう協議があつて、それで承認をしたという、そういうことでしょうか。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 星子課長。

○土木課長（星子恭士君） そのとおりです。

終わります。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

青木副委員長。

○青木 亮委員 議案第16号でお伺いします。

新たに道路認定ということで、これ、将来的に区画整理の抜け道になる可能性があるんですけども、幅員を広げるという予定はございますですか。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

星子課長。

○土木課長（星子恭士君） こちらについては、今のところ幅員を広げる予定はございません。

通り抜けという話ですけども、北の道路からは右折での進入はできないようになっております。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 これ、廃止になるということですけども、普通だといつから廃止になるというようなことが議案に書いてあつてもいいのかなと思うんですが、特に時期、書いていないですけども、いつから廃止になる。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

星子課長。

○土木課長（星子恭士君） こちらについては、令和3年3月31日付で公告いたします。それにより廃止となります。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 廃止後、この道路の用地というのは、行政の管理上、どういうものになるんでしょうか。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

星子課長。

○土木課長（星子恭士君） こちらの土地につきましては、編入申請により区画整理の土地となり、その後、区画整理によって換地処分されて、また新たに道路ができるということになります。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ごとう委員。

○ごとう 学委員 ちょっと確認ですけど、区画整理に帰属するという、組合に帰属するということですか。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 川島市街地整備課長。

○市街地整備課長（川島康孝君） こちらの道路は、豊明市の所有というのは変わらないんですけど、管理が組合のほうに移行するという形です。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ほかに。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 そうすると、豊明市の所有であるということは、道路ではなくなるので、普通財産として管理されるということになるんでしょうか。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

川島課長。

○市街地整備課長（川島康孝君） 管理が組合になるだけで道路としては残っているので、土地として。そのまま普通財産じゃなくて道路として残っているという形です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ほかに。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 ちょっとよく分からないんですけど、道路は廃止するんですよね。だから、公共施設としての道路ではなくなるということになると、これ、普通財産ということではかないんじゃないかなと思うんですけど。これ、所管、財政課かもしれんけど、総務課か。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 星子課長。

○土木課長（星子恭士君） こちらの土地は区画整理のほうに編入ということになりますので、その後は区画整理によって管理されるものです。

終わります。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 鵜飼委員。

○鵜飼貞雄委員 つまり、市道としては廃止されるというだけ、そういう認識でいいですよね。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 星子課長。

○土木課長（星子恭士君） 市道としては廃止されます。

終わります。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） よろしいですか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 市道としては廃止されるけれども、道路用地の所有権は市のままである。これは市の財産ですけど、そうなると、公共施設でなければ行政財産でなくて普通財産になって、市のほうで普通財産として、これに換わる換地がもらえるのかどうなのかよく分かりませんが、仮にももらえたとしたら、それまでは普通財産として管理していくということになるんじゃないですかね。総務課がないと分からないかな。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 川島課長。

○市街地整備課長（川島康孝君） 組合の管理する道路として、所有者は豊明市なんですけど、残ってきてという形でやって、最後、本換地がして新しい道路ができましたら、再度、豊明市の道路として認定し直すというのが区画整理のやり方になりますので、そのような手続を踏んでやっているということです。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） よろしいですか。

ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 さっき換地という話がありましたけれども、これは、この道路の面積が新しい道路として換地されるということで間違いないでしょうか。これ、ちょっと土木課の守備範囲を超えちゃうかもしれないけど。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 川島課長。

○市街地整備課長（川島康孝君） 換地というと、宅地の部分を指しますので、今回、道路用地としては、新たに新しい道路用地を公共減歩で提供していただいて、それを改めて、公園もそうなんですけど、認定し直すというような形で、ちょっと換地という形ではない

です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ほかに質疑、ございませんか。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 議案第15号 市道の道路廃止について、賛成の立場で討論をいたしますけれども、区画整理というのは、市の事業ではなくて組合が行うものなんですよ。その区域内にある道路は公有財産、つまり、市民の財産であるということだと思います。ということでもありますので、ちょっとさっき、普通財産かどうかという辺りがどうもちょっと曖昧でしたけれども、どういう根拠により誰のものになるのか、どういうふうに管理されるのかということにはちょっとしっかりしておいていただきたいなというふうに思います。

市民、区画整理、市のほうで区画整理を指導しているので、とかく区画整理を市の事業だと思い込んでしまうようなきらいがあるかと思いますが、あくまでも区画整理組合の事業であって、道路の所有権は市にあって市に管理権があるという、そういうことをちゃんと踏まえて対応していただきたいと思います。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

初めに、議案第15号について採決を行います。

議案第15号は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第15号は、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第16号について採決を行います。

議案第16号は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第16号は、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第19号 豊明市農村集落家庭排水施設特別会計設置に関する条例及び豊明市農村集落家庭排水施設条例の廃止についてを議題といたします。

本案件につきまして、理事者より簡潔に説明を求めます。

近藤下水道課長。

○下水道課長（近藤 潔君） それでは、議案第19号 豊明市農村集落家庭排水施設特別会計設置に関する条例及び豊明市農村集落家庭排水施設条例を廃止する条例について御説明いたします。

この案を提出するのは、豊明市農村集落家庭排水施設事業を廃止することに伴い必要があるからです。

それでは、内容を説明いたしますので、1枚おめくりください。

豊明市農村集落家庭排水施設特別会計設置に関する条例及び豊明市農村集落家庭排水施設条例を廃止する条例。

次に掲げる条例は廃止する。

- 1、豊明市農村集落家庭排水施設特別会計設置に関する条例。
- 2、豊明市農村集落家庭排水施設条例。

附則として、施行期日は、第1条、この条例は令和3年4月1日から施行する。

豊明市農村集落家庭排水施設特別会計設置に関する条例の廃止に伴う経過措置として、第2条、豊明市農村集落家庭排水施設特別会計の廃止の際、同会計に属する余剰金、債権、債務及び財産については、豊明市下水道事業会計に帰属するものとする。

豊明市農村集落家庭排水施設条例の廃止に伴う経過措置として、第3条、この条例の施行日の日、前日までに廃止前の豊明市農村集落家庭排水施設条例の規定によりなされた処分、手続、その他の行為及び使用料に係る取扱いについては、なお従前の例による。

以上で説明を終わります。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 理事者の説明を終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

近藤委員。

○近藤善人委員 第2条のところに、廃止の際、同会計に属する余剰金、債権、債務及び財産についてはとあるんですけども、これのおおよその金額って分かりますでしょうか。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

近藤課長。

○下水道課長（近藤 潔君） まず、余剰金ですが、これは特別会計の繰越金のことになりまして、現在まだ決算が終わっていないのではっきり分かりませんが、おおよそ500万円から1,000万円程度になるかと思われれます。

次に、債権になります。これは使用料の未収金になりまして、約170万円程度ということになります。

次、債務ですが、これは未払金になりまして、委託や工事費の未払金で約6,880万円程度でございます。

最後に財産なんですけど、これは管渠やマンホールポンプの施設を企業会計いただくものですから、まずいただく資産としましては約9億4,000万円程度で、当然負債も一緒に受けるものですから、企業債元金、農排の分ですが、約9,300万円ということになっております。

終わります。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

堀内委員。

○堀内ちほ委員 すみません。不明水対策はどうなるのか、いま一度説明していただいてもいいですか。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

近藤課長。

○下水道課長（近藤 潔君） 不明水対策につきましては、12月補正でお認めをいただきまして、今現在、東門地内ですかね、管更生と、中川地区でマンホール更生をやっております。来年度につきましても東門の上流地区を予定しておりますので、その後、農排は今年度で統合され、来年は勅使台団地が統合されますので、それを見て、企業会計の状況、経営の状況を見まして、今後、ストックマネジメント計画に入れていくのか、今後どうしていくのかというのは検討していきたいと思っております。

終わります。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 農村集落排水下水については、公共下水に接続するというような方向で工事なども進められてきましたので、今さら聞いてとっても遅いんですけども、どっかの段階で農村集落排水、簡単に言いますけど、農村下水を維持したほうがいいのか、あるいは公共に接続したほうがいいのかという損益計算といいますか費用比較、そういったことはしておられると思えますけど、簡単でいいですけど、多分こちらのほうが、接続のほうが上回ったので廃止することになったんだろうと思えますけれども、簡単でいいですので、その点の説明をちょっとお願いしたいと思っております。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

近藤課長。

○下水道課長（近藤 潔君） 今の御質問ですが、平成の26年に検討いたしました。そのときに年間の建設費、あと維持管理費等を比較しまして、公共下水道につないだ場合が約年間で2,800万円程度、農村集落をそのまま存続させた場合は約4,700万円程度で、1,900万円有利となると、そういう状況が出ております。

終わります。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 物すごい差が出とるんですけど、これ、多分農村下水のほうは老朽化していますので、施設の更新とかそういう費用が入っておると思いますけれども、境川流域下水、私、心配しておるんですけど、あれももうしばらく、もう少し先かもしれませんが、古くなるとリニューアルしなくちゃならなくなる。そうすると、東部知多衛生組合がそうであるように、とてつもないお金をかけて境川流域下水道の施設更新をやる。その負担金がどっとかかってくる。そういったことはこの2,800万、年2,800万の中に計算されておりますでしょうか。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

近藤課長。

○下水道課長（近藤 潔君） これについては、建設負担金、通常の管渠とか現時点での処理場、境川処理場の状況については出ておりますが、その辺の新たな改築につきましては今後の話ですので、県から相談等いろいろ、境川流域の会議がありますので、今後その辺の話は出てくると思われます。

終わります。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ごとう委員。

○ごとう 学委員 ということは、この2,800万の中にはリニューアルの費用がおよそ幾ら、それを負担金にすると豊明には幾ら来るといような、そういう金額は入っていないというふうに考えてよろしいでしょうか。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 近藤課長。

○下水道課長（近藤 潔君） 愛知県のほうの計画が全く分かりませんので、入っておりません。

終わります。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

近藤善人委員。

○近藤善人委員 総務省のほうでは、平成27年から31年度までの5年間を移行する集中取

組期間とすることを要請していたんですが、なぜこの時期になったかということと、あと、公会計へ移行するに当たってのメリットをお願いいたします。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

近藤課長。

○下水道課長（近藤 潔君） 時期的な問題は、今言われたように国のほうの広域化という形で、推進で27年からやっていました。私どもは26年に検討しまして、27年に経営戦略会議にかけ、方向を決めました。その後、時間がかかったというのは、やっぱり農林水産省と、あと国交省のほうの協議が必要ですので、それについては愛知県の境川浄化センターの量的な問題もありますので、その辺をいろいろと詰めましてこの時期になったということです。

メリットにつきましては、透明化、あくまでも経営状態が財務三表によってはっきり分かりますので、そこに尽きると思います。

終わります。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 議案第19号 豊明市農村集落家庭排水施設特別会計設置に関する条例及び豊明市農村集落家庭排水施設条例の廃止について、賛成の立場で討論をいたします。

ここまで進んできておりますので、この段階になって反対というわけにはいかないだろうなという意味で賛成をいたしますが、先ほどの質疑でもあったように、県の流域下水道施設が今後どうなるかというようなことが比較検討のときに考慮に入っていなかったというのは、我々もぼやっとしていたからいけないんですけども、当局側としても、そういったデータは積極的に県に求めて、そしてその比較の内容を議会にちゃんと説明すべきだったというふうに私は思います。ということで、その点については苦言を呈しておきたいと思います。

それから、不明水については、これで公共下水に接続すると、処理量、つまり分母が大きくなるので不明水の割合がぐっと下がって、国土交通省が認めている範囲内に収まってしまうだろうと思いますけれども、収まったとしても、この農村下水はかなり工事がずさんというか、これ、早い時期にやったので未熟であったというふうに言うべきかもしれませんけれども、そういうことで、至るところから不明水が入り込んでいるという現実があ

りますので、きちんと管理をしていっていただきたいということをお願いしたいと思いません。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ほかに討論ございませんか。

近藤委員。

○近藤善人委員 議案第19号について、賛成の討論をいたします。

公営企業会計に移行することで、先ほど言われました経営状況の透明化、あと、財産の適切な把握もできるということが書いてありました。減価償却の考え方を導入することで、資産の老朽化の状態を正確に把握することができ、さらに更新費用の正確な試算もできるようになります。あと、職員の経営意識の向上にもつながると思いますので、ぜひ適正に進めていただきたいと思います。

以上、賛成の討論です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第19号は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第19号は、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第20号 豊明市二村台地区新設校開設準備委員会設置条例の廃止についてを議題といたします。

本案件につきまして、理事者より簡潔に説明を求めます。

高木学校教育課長。

○学校教育課長（高木安司君） それでは、議案第20号 豊明市二村台地区新設校開設準備委員会設置条例の廃止について説明します。

令和3年4月1日に豊明市立二村台小学校が開校します。

そのため、開設のための準備委員会は役目は終わりますので、この案を提出します。

以上で説明を終わります。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 理事者の説明を終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 条例廃止でこの準備委員会がなくなるということですがけれども、この条例には準備委員会の担当事務というのが7項目、1号から7号まで上がっております。その中に、第1号に、名称、校歌、校章、校旗に関する事とというのがありますがけれども、校歌については令和3年度の予算に上がっております。ということは、校歌はまだ決まっていないということなのかなと思いますが、担当事務は、この部分については終わっていないんじゃないかなと思いますが、さっき担当事務は終了したのだというふうなお話でしたけれども、これについては終わっていないんじゃないのでしょうか。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

高木課長。

○学校教育課長（高木安司君） 校歌につきましては、作成方法についてこの準備委員会で決定させていただきまして、既に両校長に委ねるという答申をもらっておりますので、役目は終わったと考えております。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 それから、同じ条例の第4号に統合に向けた交流に関する事というようにことがあって、要は、児童あるいは教師、特に児童が慣れることが重要だということでこういう項目が上がっておると思うんですが、簡単で結構ですがけれども、これまでなじめるといいますか、慣れるためにどのようなことをされたかということをお聞かせいただきたいと思います。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

高木課長。

○学校教育課長（高木安司君） 今年は実行できなかったんですが、プールを、民間業者に委託しておりますプール指導、そのときに一緒にプールに行ったりとかクイズ大会を開いたりとかそういった、クイズ大会は今年やったんですけど、そういったことをやって両校がなじめるように交流事業をやってまいりました。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ごとう委員。

○ごとう 学委員 そのことによってかなり、なじんできたというような評価ができるという状態になっておるのでしょうか。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

高木課長。

○学校教育課長（高木安司君） 交流事業につきましては、担当職員も一緒に見ておりまして、かなり笑顔で両校が仲よく遊んでおるといふ姿を見ておりますので、かなり子どもたちはもう慣れているというふうを考えております。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

（もう一点、すみませんの声あり）

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ごとう委員。

○ごとう 学委員 あと、5号に新設校の教育内容に関する事というのがあります。

この学校は外国籍児童が非常に多くて、とりわけ市内では最困難校という言い方はちょっと失礼かも分かりますけど、難しい学校だというふうに思います。そういうこともあって35人学級というような方針を打ち出されておりますが、そのことのほかには、何かこの教育内容に関する事で協議して決まったというようなことがあるのでしょうか。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

高木課長。

○学校教育課長（高木安司君） いち早く、このICT教育も関係するんですが、各教室に電子黒板式のプロジェクターを入れたりですとか、そして視覚的に授業に取り組めるようにですとか、あと、来年度の予算でまた計上させていただいたんですが、日本語教育担当の教職員を入れたりとか、先ほど、今、ごとう委員が言われたように、市費の教員を雇ったりとか、あと、1年目なんですけど、いろいろな外国籍の子も多いということで養護教員を増員したりとか、市費の教員をなるべく多く配置する形で、きめ細やかな学級運営ができるように気をつけてやっております。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 討論を終結し、採決に入ります。

議案第20号は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第20号は、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第29号 豊明市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案件につきまして、理事者より簡潔に説明を求めます。

川島市街地整備課長。

○市街地整備課長（川島康孝君） それでは、議案第29号 豊明市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について御説明いたします。

この案を提出するのは、柿ノ木工業団地の整備に伴い、地区計画区域内における建築物の制限を定めるために必要があるからです。

それでは、改正内容の主なものを御説明いたしますので、議案の1枚をおめくりください。

改正文の下段のほうになりますが、第4条の次に第5条として、建築物の建蔽率の最高限度を定める規定を追加しております。

それから、改正文の一番下段になりますが、別表第1に、柿ノ木工業団地地区整備計画区域の行を追加しております。

続きまして、もう1枚おめくりください。

続きまして、別表第2では、建蔽率の規定の列を追加し、また、柿ノ木工業団地地区整備計画区域の規定の行を追加しております。

柿ノ木工業団地地区整備計画の建築制限につきましては、この改正文の最後のページから前3ページ分が改正内容になりますが、この表ではちょっと分かりにくい部分がございますので、事前にお配りした資料でその部分を御説明させていただきたいと思っております。

事前にお配りしましたA3の資料を御覧いただけますでしょうか。

まず、柿ノ木工業団地の平面図がある面を御覧ください。

平面図ですね。カラーで色分けしてある平面図になりますが、A地区、B地区、C地区、D地区の4つに分割してあります。地区周辺には緑地を配置し、調整池は2か所設けます。

続きまして、この地区の建築物の制限の規定を御説明いたしますので、この資料の裏面のほうを御覧ください。

まず、建築物の用途制限ですが、次に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならないということで、製造業等、それに関連する研究開発施設、それから、産学連携を生かした健康長寿分野に関する研究開発施設とそれらの附属物のみ建築できる規定としております。

ただし、それらの中でもア、イ、ウに掲げる建築物は建築できないこととしております。

アにつきましては、家畜等の飼料、鉱物等の粉砕、生コンの製造など、悪臭騒音などの影響が出るおそれがあるもの。イにつきましては、火薬や可燃性ガスなど危険物に関する

もの。ウにつきましては産業廃棄物に関するものです。

続きまして、表の容積率の列を御覧ください。

AからC地区は10分の15、D地区は10分の20を上限としております。

また、建蔽率は、全地区を10分の6を上限としております。

続きまして、最低敷地面積は2,000平方メートルとし、建築物の高さ制限の規定では、B地区において15メートルの制限を設けております。これは、周辺で現在行われている営農状況を見て制限を設けたものです。

最後に議案に戻りまして、議案の最後になりますが、この条例は公布の日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

鵜飼委員。

○鵜飼貞雄委員 すみません、ちょっと資料の確認だけ。

事前に配られている議案第29号の参考資料、ちょっと確認してもらいたいんですが、これの18ページ、いわゆるこの建築物の高さの最高限度についてなんですけれども、今先ほど課長の御答弁では、B地区が15メートルまで。この資料でいくとC地区が15になっているんじゃないかなというふうに思うんですけれども、どちらが正しいか、お願いいたします。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

川島課長。

○市街地整備課長（川島康孝君） B地区にですね、高さ制限15メートルを設けております。議案のほうをもう一度御覧いただきまして、一番最後のページから前3枚目を御覧いただけますでしょうか。

こちらにB地区には高さ制限15メートルを設けるという規定を設けております。ちょっと参考資料として提出させていただいた新旧対照表のほうで段ずれを起こしておりました。大変申し訳ございませんでした。B地区が15メートルで間違いございません。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

堀内委員。

○堀内ちほ委員 別紙の図面を見ると、調整池がかなりの面積ありますが、代表質問でも、

これ、質問がありましたが、調整池ではどれぐらいの雨量が貯水できますか。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

川島課長。

○市街地整備課長（川島康孝君） これは県の指導に基づくんですが、30年に1度の降雨確率と10分間の最大降雨強度135ミリぐらいの雨を耐えられるだけの容量を計算しているのと、それから、現在、これ、田んぼに水をためておりますので、その湛水分も含めた容量をためることができる調整池となっております。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 堀内委員。

○堀内ちほ委員 ちょっと関連かな。集中豪雨や台風などの大雨が降った場合は、これ、調整池からあふれた場合の排水の流れとかも教えていただけますか。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

川島課長。

○市街地整備課長（川島康孝君） 調整池のほうで、大体、東海豪雨レベルまではためられる予定になっております。調整池のほうから流れるものは、調整池1号のほうは、このC地区の道路3号というところに水路がありまして、そこから井堰川のほうに流れる排水計画になっております。

それから、調整池2号のほうは、この都市計画道路の豊明停車場線をくぐって天王川のほうに流れて、天王川から境川のほうに流れていくというような排水計画になっております。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 鵜飼委員。

○鵜飼貞雄委員 じゃ、どうしようかな。このA3の紙でいきます。平面図ではない裏面のほうですね。

建築物の用途の制限で、製造業というふうになっております。これがいわゆる日本標準産業分類の大分類のEでいくと、物質に物理的、科学的な加工をして製品を製造する。それをまた卸売するというのが製造業というふうに位置づけられているんですけども、そういったことでよろしいですか。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

川島課長。

○市街地整備課長（川島康孝君） そのような形で間違いありません。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 鵜飼委員。

○**鶴飼貞雄委員** では、今回、この製造業に限った理由、ほかの工業団地とかだと運輸業である、それで物流とか等々というものも含まれているところもあると思うんですけども、製造業に限った理由というのを教えてください。

○**建設文教委員長（ふじえ真理子議員）** 川島課長。

○**市街地整備課長（川島康孝君）** まずは、今回は、工業団地の整備の目的としては、雇用と税収の確保というところも目的としております。そういった観点からも、物流施設よりも製造業のほうが望ましいというのが1点と、それから、物流施設に関しましては、調整区域の産業ゾーンというふうに位置づけられていましたら、この地区計画内以外でも、例えば豊明インターのほうは結構建てられているんですけど、建てることのできるということで、そういった面も含めて製造業に絞った次第でございます。

以上です。

○**建設文教委員長（ふじえ真理子議員）** ほかにございませんか。

堀内委員。

○**堀内ちほ委員** 緑地の部分もありますが、緑地と調整池の部分は市の財産になるわけですかね。市税はどこが負担されるようになりますか。

○**建設文教委員長（ふじえ真理子議員）** 答弁願います。

川島課長。

○**市街地整備課長（川島康孝君）** 調整池は1号、2号とも市の管理という形で、土木課の管理でお願いする形になります。それから緑地につきましては、緑地1号、2号、6号、7号、8号というのは企業緑地になりますので、企業さんの管理になります。緑地4号と5号というのがちょっと分厚くなっております。こちらのほうは、企業緑地と、それから市が管理する緑地という形になりますので、市の管理する緑地につきましては都市計画課のほうで管理していく予定になっております。

以上です。

○**建設文教委員長（ふじえ真理子議員）** よろしいですか。

ほかにございませんか。

ごとう委員。

○**ごとう 学委員** 実は、私、都市計画審議会委員になっていまして、いつだったかな、11月の9日の日ですかね。そのときに説明を受けているので、今日ここで聞いていいものかどうかというのがあるんですけど、そのときと同じようなこともあるかもしれませんが御容赦いただくとして、まず1番目は、これはそのとき聞いてなかったと思うんですけど、周辺の住民が一番心配するのは排水、水の質ですね、汚染されていないかとか、質

とそれから量、先ほど質問に出ていましたようなあふれないかどうかというようなこと。その排水の問題と、それから騒音の問題ですね。これは低周波も含めて、基準を守っていたとしても影響が出る可能性がありますので騒音の問題。それから、ここは子どもたちが通学したりとか地域の人たちも通りますので、交通の安全の問題。大きく言うとその3つかなと思うんですが、そういったことに関しては、今回のこの条例の地区計画で緑地を配置するというようなことはあるかもしれませんが、地区計画に何か基本的に入っていないような気がするんですけども、その点についていかがですか。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

川島課長。

○市街地整備課長（川島康孝君） 工場を誘致した後の運営とかそういったものは、この地区計画では縛ることができない。あくまでもこの平面の都市計画をどうしていくかという形になりますので、道路をどう配置するか、調整池をどう配置するか、それから緑地をどう配置するかというのが地区計画になる。その後の工場の運営とか、そういった騒音、振動に関しましては各法律がございまして、そういったところで縛りをしていくのと、それから、過去の豊明市の工業団地では公害防止協定等を結んでおりますので、そういった形で縛っていくのが流れかなと考えております。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 堀内委員。

○堀内ちほ委員 すみません。ちょっと今さらなんですけれども、これ、隣地の方からの理解はもう得られているということによかったですね。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 川島課長。

○市街地整備課長（川島康孝君） まず、地権者の説明会も行っておりますし、周辺の住民の皆様にも、まずは説明会1回行っております。その後、この地区計画の案が出来上がった段階で説明会も行っております。今回、この地区計画の修正も行っておりますので、その際にも説明会を行っている。それから、個別で周辺農地の方にも説明会を行っているのと、ここの中川の町内会は独自で説明会を行っているということで、かなり頻繁に説明をして御理解いただいております。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございせんか。

青木副委員長。

○青木 亮委員 基本的なことなんですけれども、この地区計画の区域の設定なんですが、市内に調整区域なり市街化区域の中にも前後駅南もあるんですけど、この区域の設定その

ものはどこでどうやって決まっていくのでしょうか。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

川島課長。

○市街地整備課長（川島康孝君） これは総合計画から、都市計画マスタープランで産業ゾーンという色づけをします。ここの部分に関しましては、この面積的にも17ヘクタールあるということで、地区計画に基づいて市が造成する工業団地が望ましいだろうという選択をしてやっていくという形になります。

ですので、どこでも産業ゾーンだったら全部こういう地区計画をやっていくかというわけではないので、その中で、この柿ノ木工業団地は企業庁と協力して市の工業団地をしていくというのが望ましいという判断をしたということです。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 この図のB地区をちょっと見ていただきたいんですが、B地区が先ほど鶴飼委員からも質問ありましたけど、高さ制限が15メートル、ここだけは制限がかかっているということで、その理由は、この調整池を挟んだこの図でいうと上のほうのところに施設園芸をやってみえる方があって、影響が出るといけないということで、それはよく理解できるんですけども、そういう発想でいくと、例えばA地区とかC地区、高さ制限がないと、A地区も、これ、道路水路を挟んですぐに農地に面している。それから、C地区も道路を挟んですぐ道路に面している。たまたま、今、施設園芸をやっていないので、多分苦情がなくてこういう形になったんじゃないかなと思うんですけど、その辺のところは、ちょっとこのB地区とA、C地区の扱いが不平等というか、アンバランスではないかなと思います。いかがでしょうか。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

川島課長。

○市街地整備課長（川島康孝君） まず、ここのA、B、C地区は、今、委員のおっしゃったように、その先に農地が広がっているということで、その農地に影響が出ないように容積率を150%に制限しています。ですので、あまり大きな建物が建てられないように、A、B、Cはもう既に縛っているという形になります。B地区につきましては、ちょっと現在の施設営農をされていらっしゃる方から、冬の西日を使って苗を育てられているという御意見が出されてまして一番厳しい条件を設けておりますが、それ以外のA、B、Cにつきましても、容積率の縛りから、日照シミュレーションをして田畑に影響が出ないことは確認

しておりますし、それにつきましては、農業委員会のほうにも諮って問題ないというような回答を得ています。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

堀内委員。

○堀内ちほ委員 議案29号、賛成の討論をします。

豊明市の人口は20年近く横ばいですが、これは外国人の流入が大きな要因であって、日本人だけを見れば人口は減少しています。産業のまちに人は集まりません。幸いにも豊明は交通の便に恵まれたまちなので、その立地を生かして税収の確保、豊明市民の雇用確保のために大変重要な事業になってきますので、愛知県企業庁が進める事業ですが、豊明市も事業がうまく進むように協力するようお願いして、賛成といたします。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 議案第29号に賛成の立場で討論いたします。

これが完成すると、豊明で最大の工業地区になるということだと思いますが、税収と雇用増を目的ということでしたけれども、一般質問などでも取り上げておりますように、これまでの答弁、あるいは私が調べた範囲では、なかなかこれは難しいのではないかなど、効果をあまり大きくないんじゃないかなというふうに思っております。思っておりますが、それはさておき、この地域の住民の人が一番心配する排水とか、それから騒音、あるいは交通の安全、そういったことが、住民の意見は聞かれたかとは思いますが、地区計画としてきちんと定められているわけではなくて、あとの法律とか協定に委ねるしかないということですので、法が守られるように、それから、例えば低周波のような法をクリアしていても被害が出ることもありますので、そういったものも対処できるように、協定等に対処できるように、周辺の住民の方たちに特に誠意をもって配慮した事業の進捗をしていただきたいというふうをお願いしたいと思います。そういったことをお願いして賛成ということにいたします。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第29号は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○建設文教委員長(ふじえ真理子議員) 御異議なしと認めます。よって、議案第29号は、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第31号 令和2年度豊明市一般会計補正予算(第20号)についてのうち、本委員会所管部分についてを議題といたします。

本案件につきまして、理事者より簡潔に説明を求めます。

堅田環境課長。

○環境課長(堅田直寛君) 議案第31号 令和2年度豊明市一般会計補正予算(第20号)のうち、環境課所管分について、主なものを歳出から御説明させていただきます。

予算書の62、63ページをお願いします。

4款1項4目 環境衛生費の右側説明欄、環境審議会委員報酬及び新エネルギー推進委員会委員報酬の減額は、執行残によるものでございます。

1枚おめくりいただきまして、64、65ページをお願いします。

こちらの清掃人件費の減は、予算作成時の仮配置と実態の差により減額するものでございます。

その1段下、東部知多衛生組合負担金の減額は、組合議会において補正予算が議決され、負担金の額が確定したことによるものでございます。

その下、資源回収委託料は入札残、資源回収交付金は執行額が当初より少なくなる見込みによる減額でございます。

2目 塵芥処理費の右側説明欄、燃料費とごみ集積場整備工事費は、執行額が当初より少なくなる見込みということと、塵芥収集委託料の減額は入札残によるものです。

その下、財源振替は後ほど歳入で御説明させていただきます。

次に、歳入を御説明いたしますので、26、27をお願いいたします。

17款1項1目 一般寄附金のうち環境衛生費寄附金は、環境行政に使用してほしいという寄附者の意向を酌みまして、外国語版チラシに充当させていただきました。

30、31ページを続きましてをお願いします。

20款5項4目 雑入のうち、資源売却金の減額は、当初の見込みより回収量が少なかつたためでございます。

以上で環境課所管の補正予算の説明を終わります。

○建設文教委員長(ふじえ真理子議員) 青木農業政策課長。

○農業政策課長(青木由美枝君) 続きまして、農業政策課所管分について御説明いたし

ます。

歳出より主なものを説明いたしますので、66、67ページをお開きください。

上段、6款1項2目 農業総務費の農村環境改善センター管理事業の説明欄、特定建築物定期調査業務等委託料の減額は、入札残によるものです。

農業総務事務事業の説明欄、お米で子どもサポート事業負担金は、配布対象者が確定したことなどにより減額するものです。

3目 農業振興費、農業振興事業の説明欄、米生産調整推進対策奨励費補助金は、補助対象面積が確定したことにより減額するものです。

続きまして、歳入を説明いたしますので、14、15ページをお開きください。

中段、13款1項4目 農林水産業使用料の右側説明欄、改善センター使用料の減額は、新型コロナウイルス感染拡大防止のための閉館や利用目的の制限などによる減少を見込んだものです。

以上で説明を終わります。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 星子土木課長。

○土木課長（星子恭士君） 続きまして、土木課が所管する主なものについて、歳出から御説明いたしますので、補正予算書66、67ページをお開きください。

下段、6款1項5目 農地費、土地改良事業2,447万7,000円の増額は、右側説明欄5段目、県営土地改良施設耐震対策事業等負担金385万円の増額と、その下段、県営たん水防除事業負担金2,109万2,000円の増額で、ともに愛知県が主体で行っている勅使池の耐震事業及び大久伝排水機場の更新に伴う負担金の増額でございます。愛知県が令和3年度事業の前倒しを行うことから、歳出予算の増額を変更するものです。

続きまして、72、73ページをお開きください。

上段の8款1項2目 維持管理総務費、維持管理総務事務事業、右側説明欄、急傾斜地崩壊防止事業負担金の230万円の減額は、愛知県が行う三崎町社地内の急傾斜地崩壊対策事業の負担金額が確定したための執行残です。

下段の2項1目 道路維持費、道路管理事業、右側説明欄、道路用地購入費3,455万5,000円の減額は、県道名古屋岡崎線事業に係る市道用地購入の執行残です。

次のページ、74、75ページをお開きください。

上段の3項1目 河川新設改良費、河川改修事業、河川改修工事費1,240万3,000円の減額は、当初施工予定工種が減少したためです。

続きまして、歳入の御説明をいたしますので、補正予算書22、23ページをお開きください。

15款2項、3段目、7目 土木費県補助金の右側説明欄、道路改良事業費補助金175万円の増額は、対象事業費の増額によるものです。

続きまして、30、31ページをお開きください。

上段の表、20款5項4目 雑入の県公共補償金は、県道名古屋岡崎線事業に係る市道用地の取得の公共補償金が確定したためです。

続きまして、地方債について御説明いたしますので、8ページ、9ページをお開きください。

これは、歳入、21款 市債の説明ともなります。

8ページ中段、追加の土地改良施設耐震対策事業660万円は、愛知県が主体で行っている勅使池の耐震事業に伴う負担金に対する市債でございます。

愛知県が令和3年度事業の前倒しを行うことなどから、歳出予算を計上し、市債を発行するものでございます。

続きまして、9ページを御覧ください。

起債の変更です。

下段、補正後の3行目、湛水防除事業は、愛知県が主体で行っている大久伝排水機場更新に伴う負担金に対する市債でございます。

こちらも愛知県が令和3年度事業の前倒しを行うことなどから、歳出予算を計上し、市債2,290万円を増額変更するものでございます。

以上で土木課所管の説明を終わります。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 秋永産業支援課長。

○産業支援課長（秋永亘正君） 続きまして、産業支援課所管分について御説明いたします。

歳出より主なものを説明いたしますので、68ページ、69ページをお願いいたします。

下段、2目 商工振興費、商工業振興補助事業、右側説明欄、下から3行目、新型コロナウイルス感染症対策協力金は、当初の見込みに対して申請件数が少なかったことにより減額するものです。

次に、70ページ、71ページをお開き願います。

上段、7款1項3目 観光費、観光振興補助事業、右側説明欄、市観光協会補助金は、新型コロナウイルス感染拡大により、桶狭間古戦場まつりが実施できなかったことにより、一部を減額するものです。

続きまして、歳入を御説明いたしますので、22ページ、23ページをお開き願います。

15款2項 県補助金、6目 商工費県補助金、商工振興費補助金、新型コロナウイルス

感染症対策協力金県補助金は、休業協力金の申請が当初の見込みより少なかったことにより減額するものです。

以上で産業支援課所管分の補正予算の説明を終わります。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 中野都市計画課長。

○都市計画課長（中野忠之君） 続きまして、都市計画課所管分を歳出より主なものを御説明申し上げます。

74、75ページをお開きください。

8款4項1目 都市計画総務費、都市計画事務事業の説明欄、住宅・建築物安全ストック形成事業補助金の減額は、当初に想定していた件数より実際の補助金申込みの件数が少なかったため減額するものでございます。

続きまして、76、77ページをお開きください。

6目 都市改造費、説明欄の有料駐車場事業特別会計繰出金の増額は、有料駐車場事業特別会計への繰出金で、駐車場使用料の減少が見込まれることから増額するものでございます。

7目 緑化事業費、緑化対策事業、説明欄の緑化推進委託料は、グリーンフェスタの会場設営等の委託料でございます。グリーンフェスタの開催を中止したため減額するものでございます。

続きまして、78、79ページをお開きください。

上段、緑化事業費、説明欄、都市緑化推進事業補助金50万円の減額は、補助申請がなかったため減額するものでございます。

続きまして、歳入を御説明いたしますので、18、19ページをお開きください。

14款2項5目 土木費国庫補助金、都市計画費補助金、説明欄の住宅・建築物安全ストック形成事業補助金の減額は、歳出で御説明いたしました申請数により減額するものでございます。

続きまして、22、23ページをお開きください。

15款2項7目 土木費県補助金、都市計画費補助金、説明欄の住宅・建築物安全ストック形成事業補助金の減額は、歳出で御説明いたしました実績申請数により減額するものでございます。

続きまして、24、25ページをお開きください。

下段、15款4項2目 土木費県交付金、緑化事業費交付金、説明欄のあいち森と緑事業交付金の減額は、グリーンフェスタの開催の中止及び都市緑化推進事業補助金の申請がなかったため、県交付金を減額するものでございます。

続きまして、繰越明許費補正の追加について御説明いたします。

8 ページ、9 ページをお開きください。

上段、第2表、8款 土木費、桜ヶ丘沓掛線改良事業656万7,000円と、大根若王子線改良事業551万1,000円は、県道名古屋岡崎線に接続する部分の工事設計委託料でございます。

愛知県が行っている豊明中央工区の設計業務が遅れていることから、年度内に完了が見込まれないため繰り越すものでございます。

以上で説明を終わります。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 続いてお願いします。

川島市街地整備課長。

○市街地整備課長（川島康孝君） 続きまして、市街地整備課所管分を御説明いたします。

補正予算書の75ページをお開きください。

75ページの一番下の部分になります。市街地開発事業は2,767万5,000円の減額です。

内訳につきましては、もう1枚おめくりいただきまして、77ページの説明欄の一番上の部分を御覧ください。

上から3行目、調査測量設計等委託料2,707万3,000円の減額は、間米南部土地画整理事業につきまして、新型コロナウイルスによる緊急事態宣言の影響などから道路などの関係協議に時間がかかったことに伴い、今年度予定していた事業計画の作成や都市計画決定図書等の作成を次年度に行うこととしたこと。それから、柿ノ木工業団地地区計画を一部修正したことに伴い、今年度予定していた交差点設計や東部保育園の工事が延長されたことに伴い、産廃調査を翌年度行うことにしたことに伴う減額です。

以上で市街地整備課所管分の説明を終わります。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 続けてください。

近藤下水道課長。

○下水道課長（近藤 潔君） 続きまして、下水道課所管分について御説明いたします。

76、77ページをお開きください。

8款4項5目 都市下水路費3,387万2,000円の増額は、下水道事業会計の他会計支出金で、当該事業会計の資本的収支の均衡を図るため、増額をお願いするものです。

詳細につきましては、下水道事業会計にて御説明いたします。

以上で説明を終わります。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 続いてお願いします。

高木学校教育課長。

○学校教育課長（高木安司君） それでは、学校教育課所管分について、歳出から説明し

ます。

減額については、主に入札残を含んだ見込まれる予算残を減額するものですが、本年度は、特に新型コロナウイルス拡大防止のために事業の中止や縮小がございましたので、減額も例年より多岐及び高額になっております。

それでは、82ページ、83ページをお開きください。

上段、10款1項2目 事務局費は9,541万6,000円の減額です。これは、12月議会でお認めいただきました児童生徒用の端末ソフトが端末機器納入業者と同じになり、初期設定料が大幅に安くなったことや入札残によるものです。

その下、3目 教育振興費は2,794万6,000円の減額です。これらは全て施行予定残額を減額するものでございます。

次ページをお開きください。

下段、小学校費のうち、学校管理費は2,417万7,000円の減額です。これも、消耗品費をはじめとする執行予定残額を減額するものです。

86ページから89ページにわたります小学校費、中学校費の減額については、主に修学旅行キャンセル料をはじめとする執行予定残額を減額するものでございます。

94ページ、95ページを御覧ください。

上段、10款5項3目 学校給食費は4,101万5,000円の減額です。これは、主に学校休校に伴う賄材料費の減額です。

それでは、歳入を説明しますので、18、19ページを御覧ください。

上段、14款2項7目 教育費国費補助金1,778万9,000円の増額です。これは、主に感染症対策や学習保障支援に対する補助金によるものです。

続きまして、22、23ページをお開きください。

下段、最下段、9目1節 教育振興費補助金は409万3,000円の増額です。これは、主にプレクラス・プレスクール事業に対する補助金です。

24ページ、25ページを御覧ください。

教育振興費委託金でございますが、20万円の減額です。これは、県からの研究委託事業が実施できなかったため減額するものでございます。

次ページをお開きください。

最下段、一般寄附金のうち教育費寄附金5万円は、市内の篤志家の方からの寄附でございます。

30、31ページをお開きください。

上段、雑入のうち、4節 学校給食費徴収金3,616万円の減額は、学校休校に伴う給食休

止によるものです。

さらに、5節 雑入のうち、太陽光パネル撤去再設置工事費負担金は、事業者による負担分でございます。

以上で説明を終わります。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 続けてください。

深草生涯学習課長。

○生涯学習課長（深草広治君） 続きまして、生涯学習課所管の補正予算について御説明いたします。

補正予算書90ページ、91ページをお開きください。

10款 教育費、4項 社会教育費、4目 文化財保護費につきましては、主に地域における文化財保存継承事業が新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を考慮し実施されなかったことに係る補助金減額分でございます。

次に、7目 文化会館費につきましては、主に新型コロナウイルス感染症の影響による事業収入減少等に伴う指定管理料の精算分でございます。

続きまして、92ページ、93ページを御覧ください。

10款 教育費、5項 保健体育費、1目 保健体育総務費につきましては、主に新型コロナウイルス感染症の影響を受け、未開催となった各種委託事業の減額でございます。

次に、2目 体育施設費につきましては、主に新型コロナウイルス感染症の影響による事業収入減少等に伴う指定管理料の精算分でございます。

続いて、歳入について説明いたしますので、補正予算書14ページ、15ページを御覧ください。

13款 使用料及び手数料、1項 使用料、6目 教育使用料、社会教育使用料につきましては、新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言発出に伴い、公民館を一時閉館としたこと、さらには、施設を公的な業務を行う会場として使用したことに伴い、施設使用料を減額させていただくものでございます。

続きまして、ページ、おめくりいただき、22ページ、23ページを御覧ください。

15款 県支出金、2項 県補助金、9目 教育費県補助金、青少年対策費補助金につきましては、放課後子ども教室推進事業費補助金であり、交付決定内示額に合わせて増額するものでございます。

以上で生涯学習課所管分の説明を終わります。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 高木課長。

○学校教育課長（高木安司君） 大変申し訳ありません。ちょっと訂正をお願いしたいと

思います。

22ページ、23ページでございますが、教育振興費補助金を説明する段階で、私、——と読んでしまいましたが、409万3,000円の増額でございます。どうもすみませんでした。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 後刻、会議録を調査の上、適切な措置を講じます。

ここで、会議の途中であります。10分間の休憩といたします。

午前11時11分休憩

午前11時21分再開

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 休憩を解き、休憩前に引き続き会議を始めます。

これより質疑に入ります。

質疑については、ページ数を示してからお願いします。

質疑のある方は挙手を願います。

鵜飼委員。

○鵜飼貞雄委員 補正予算書92、93をお願いします。

10款の教育費の一番下なんですけども、指定管理料、先ほど収入減によって160万円の増という説明がありました。

これの積算、どうしてこういうふうになったのか、分かる範囲で教えてください。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

深草課長。

○生涯学習課長（深草広治君） 今回のこの積算につきましては、この新型コロナウイルスの影響によっていわゆるその閉館の期間等がございました。

そういった部分も含めた中で、その通常で入るべき収入分がこの指定管理料の中に入らなかったものですから、その部分のいわゆる本来入るべき施設使用料の分を過去の平均値の中から積算した中で補填をさせていただくというような形でこの補正予算を計上させていただいたものでございます。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 鵜飼委員。

○鵜飼貞雄委員 じゃ、つまりはそのコロナで実際100%稼働、本来はするところが100%じゃなかった、その分の補填という意味。ですから、逆にこれ、例えばコロナ関係なくて、例年ルーチンで回していながらも、恐らくそれが、施設使用料が恐らく90%とかに下がっていたとか、そういった場合でもこういった形で増額するのでしょうか。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

深草課長。

○生涯学習課長（深草広治君） 仮に新型コロナウイルスの感染症、こういった今のいわゆる事由がなければ、今回のような補填はないと思います。

ちょっと補足なんですけれども、今回こういった形で補填をさせていただくのは募集をする際にいわゆるその帰責事由の所在を明確にするためのリスク分担表というものがございます。

今回のようないわゆる自然災害的な不可抗力に伴うようなことで、指定管理者の責任に負えるような、そういった内容ではない場合、そういった部分については市のほうで負担をさせていただくというような形のリスク分担がございますので、今回それに合わせて補正させていただいたものでございます。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

関連で行きますか。

じゃ、ごとう委員。

○ごとう 学委員 今の93ページの指定管理料とそれから、その前に91ページに文化会館のほうも指定管理料80万増、上がっております。

こちらも同じような理由なのかどうか分かりませんが、利用が少ないことによって逆に経費が少なく済んだとか、そういうこともあるんじゃないかと思います。例えば電気、使用電気料金が減ったとか、場合によってはそのための職員が少なくて済んだとか、そういったようなことがあると思うんですが、そういうところはどうなっておるでしょうか。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

深草課長。

○生涯学習課長（深草広治君） 今、ごとう委員がおっしゃられるように、閉館に伴ってもちろん入としても少ない、いわゆるその本来入るべき入がない。逆にその歳出のほうも抑えられるんじゃないかというところについては、我々もその部分については協議をしております。

今、最終的には今回の補正の中では、いわゆるこの補正予算を作成時においては今後の見通しが不明の中での、基本はちょっと弾力的な形で予算要求はさせていただいたところではございますが、最終的な精算の中では今、委員がおっしゃられたような、逆に歳出のほうでも抑えられた部分も考慮した中で精算をする予定でございます。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ごとう委員。

○ごとう 学委員 その件は91ページの文化会館のほうも同様にされる、特に文化会館のほうは利用が少なくいろいろなコストが減っておると思いますが、そういったことはきちっとされるのか、もう一度お願いします。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

深草課長。

○生涯学習課長（深草広治君） 今、委員おっしゃられるように文化会館のほうも同様に考えております。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

いいですか。

関連じゃなくていいかな。

じゃ、堀内委員。

○堀内ちほ委員 19ページの上から3つ目、教育支援体制整備事業費補助金の554万5,000円が減少しています。

プレクラス・プレスクールを充実させる方向だと思いますが、プラス・エデュケートへの支援は国が3分の1、豊明市が3分の1、企業様からの寄附金が3分の1で支えていたはずですが、支援方法が変わったと聞きました。

減額された理由を教えてくださいませんか。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

高木課長。

○学校教育課長（高木安司君） 国費が当初554万5,000円入る予定でございましたが、一度国費が県費に入って、県費からの補助という形式に変わりました。

それで22ページ、23ページを御覧ください。

ここの中で下段のほうに教育振興費補助金409万3,000円がございしますが、この中の外国人児童生徒日本語教育支援事業費補助金255万円と地域日本語教育推進補助金30万2,000円、今、言われますとおり当初500万ぐらい見込んだものがこの合計額の280万5,200円ということで、今回県費としてこれがプレスクール・プレクラス分として来ておるものでございます。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

近藤委員。

○近藤善人委員 67ページ、土地改良事業の県営土地改良施設耐震対策事業等負担金ってあるんですけども、これ、勅使池全体で4億1,300万円とお聞きしたんですけども、あと、取水施設更新工事ということもお聞きしたんですけども、もう少し詳しくその事業の内容をお願いいたします。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

星子課長。

○土木課長（星子恭士君） こちらについては、勅使池について県がレベル2、震度7程度の調査をいたしまして、内底のほうで滑り落ちるという結果が出ましたので、そちらのほうの耐震補強工事を行います。

まず、それについて取水施設が来年度の更新の予定となっております。

その次に、緊急放流口の新設、その次に、耐震改良工事を行う予定で総額の4億1,300万円で行う予定です。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 近藤委員。

○近藤善人委員 取水施設の更新工事というのは、これ、取水施設っていうのは愛知用水からのって……じゃなくて、もう少し分かりやすく。で、これの金額も分かれば。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 星子課長。

○土木課長（星子恭士君） 取水施設は勅使水系で田んぼとか、畑のほうに水を引くための施設でございます。

こちらにかかる金額については1億3,900万円で予定しております。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 鵜飼委員。

○鵜飼貞雄委員 補正予算86、87、お願いします。

10款 教育費、2項 小学校費で一番上のますというんですかね、新設校開設用備品購入費200万円の減、これ、コロナは関係ないと思うんで聞くんですけども、これが200万円ほど減になった、これは見込み減だと思うんですけども、理由を教えてください。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

高木課長。

○学校教育課長（高木安司君） 当初計画しとったものより入札残もありますし、備品等を計算しとったんですが、3万以下の物は消耗品となってまいりますので、そういった関係で少なくなったと考えております。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 69ページ、お願いします。

下のほうの新型コロナウイルス感染の関係で661万減、感染症対策協力金（理美容業分）というところ、661万円減になっておりますが、これは何件を見込んで何件申請があったのかということをお教えください。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

秋永課長。

○産業支援課長（秋永亘正君） 補正予算で1,400万計上しております、140件の見込みでございましたが、実績としては61件ということになっております。

以上でございます。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ごとう委員。

○ごとう 学委員 同じところで次のページですけれども、小規模事業者継続支援金ですか、これは何件で、何件計上して何件ということでしょうか。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

秋永課長。

○産業支援課長（秋永亘正君） こちらにつきましては200件を計上いたしまして、75件の申請でございます。

以上でございます。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ほかによろしいですか。

堀内委員。

○堀内ちほ委員 31ページの中ほど、5節の雑入の県公共補償金3,424万円減の説明をお願いします。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

星子課長。

○土木課長（星子恭士君） こちらは愛知県が行います県道名古屋岡崎線の用地買収に係る県の公共補償金です。

公共事業の施工によりこの機能を廃止することになったため、市道分を県が補償していただくという内容になっております。

全体の件数に対しまして、全体28件に対しまして購入できたものが2件で、残りの件数に関しましては減額ということになっております。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 75ページ、お願いします。

一番下のほうの住宅・建築物安全ストック形成事業補助金の関係ですけれども、これは当初予算ではかなりほとんどが国、県の補助金だったというふうに思いますけれども、これだけ当初予算の額、分かれば当初予算の額と、これだけ残った理由を教えてくださいと思います。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

中野課長。

○都市計画課長（中野忠之君） 当初予算ですが、当初予算は1,818万6,000円が当初予算であります。

実績については、木造住宅耐震改修費補助事業が3件、戸建て住宅の除去の補助金の事業が4戸の実績となっております。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ごとう委員。

○ごとう 学委員 それで合わせて……、今回の減額分を引いた額、つまり600万ぐらいが今の事業に充てられたという、そういう解釈でよろしいでしょうかということと、それから、国県の補助金、ちょっと参考までに合わせて幾らになるか。国県の補助金ですね。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

中野課長。

○都市計画課長（中野忠之君） まず、国費のほうは532万9,000円が国費で入ってくる……すみません、間違えました。

住宅・建築物安全ストック形成事業補助金の出に対する国費の入としましては221万9,000円になります。

県費のほうは1,100万9,000円となっております。県費が、すみません、110万9,000円です。すみません。

国費のほうは221万9,000円で、うち県費のほうは110万9,000円が国費、県費の入となっております。

歳出、住宅安全ストックの歳出としては585万円が歳出となっております。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ごとう委員。

○ごとう 学委員 ですけども、今のその585万の歳出に対して、国県合わせて約330万ぐらいですかね、という実績はそういうことだということでしょうか。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 中野課長。

○都市計画課長（中野忠之君） 585万円の歳出のうち、国費、県費合わせて332万8,000円ですか、の入になる予定をしております。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

近藤委員。

○近藤善人委員 83ページの中段の事務局事務事業なんですけども、ちょっと金額が大きいんで教えてください。

まず、消耗品費、これ、入札残って聞いたんですけども、1,200万。その下の電算関係委託料、これ、執行残ということなんですけども、この説明をお願いいたします。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

高木課長。

○学校教育課長（高木安司君） ちょっと複雑なものですから、順を追って説明したいと思います。

まず、先に電算委託料のほうでございますが、9月補正で1億5,000万ほど計上させていただきました。

先ほどもちょっと中で説明があったとおりタブレットの納入業者と今度のソフトの事業者が同じだったため、当初組んでおりました当初の設定料がこれ、5,000万ぐらい取っておったんですけど、これがなくなりましたので、実質は1億円ぐらいのもの、支援ソフトになったんですが、精査する中で電算委託料、設定が含まれとったものですから電算委託料でお願いしとったんですが、ソフトのほうの割合が高いものですから、消耗品のほうに8,000万円ほど流用しました。

そこで12月議会でお認めいただきました6,900万の支援ソフトを購入しましたので、その残額が消耗品費の1,200万ほどになります。

先ほども説明しましたとおり電算委託料は1億5,000万の補正を組んでおりますので、今回の流用した8,200万を引くと今回の6,700万の減ということになります。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） よろしいですか。

ほかによろしいですか。

青木副委員長。

○青木 亮委員 同じページなんですけど、3目の教育振興費で教育振興事業の中の豊明セ

ーフティプラスワン、これ、事業が不用額ということ、これ、コロナではないということ、この何か理由があって不用額になったんですかね。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

高木課長。

○学校教育課長（高木安司君） セーフティプラスワンの減額につきましては、当初民間業者にやっていただくことで予定しておりましたが、今回プレで2回ほど行っておりますが、それは市の支援室の先生を使って行いましたので、民間業者に委託することがなくなりましたので今回減額させていただきます。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 関連で。

堀内委員。

○堀内ちほ委員 この事業について、保護者の方から感謝の声をいただいたんですが、保護者の方からの反応はいかがでしたか。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

高木課長。

○学校教育課長（高木安司君） 手前みそになるんですが、大変有意義だったというふう考えております。

鵜飼委員もよく御存じかと思しますので、よろしく願いいたします。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ほかに質疑……。

中野課長。

○都市計画課長（中野忠之君） 私、先ほど住宅・建築物安全ストック形成事業補助金の出のほうを報告したんですが、585万円実績があったと御報告したんですが、こちらのほうは443万8,000円の実績でした。訂正をいたします。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 75ページのところです。数字の訂正です。

ほかによろしいですか。

堀内委員。

○堀内ちほ委員 先ほどと同じ83ページの最下段の説明欄、ふるさと応援奨学金、90万円減の実績を教えてください。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

高木課長。

○学校教育課長（高木安司君） この予算を計上した段階では2名ほど応募がありました。

現在のところ1名だけが申請に来ております。そういった形で残った90万円を減額する

ものでございます。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 迷うところですが、反対の立場で討論をいたします。

理由は2点ですが、1つはコロナ対策で、これは一般質問でも言いましたけれども、困窮市民に対する支援が非常に少ない中でこの事業者への支援は担当課としては頑張っ
て予算をつけていただいたわけですが、結果的に多額の執行残が出てしまっているということで、難しい面はあるとは思いますが、その生活困窮者への支援と比べた場合のバランスでこれでよかったのかなということが1点。

それから、もう一点は先ほど木造耐震等の実績を聞かせていただきましたけれども、非常に多額の補助がつくんですが、そして、予算もたくさん組んであるんですが、あまり実績が上がっていないということで、これは東南海地震が近づいている中で、本当に真剣にやらなければいけない分野ですので、その点についての努力が足りなかったということ。

その2点で全体を賛成するということができないということで反対とさせていただきます。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ほかに討論ございませんか。

堀内委員。

○堀内ちほ委員 賛成の討論とさせていただきます。

相対的に教育関係はコロナで執行できなかった事業が多く、補助金などの返還金や執行残も多くありましたが、コロナが鎮静化したら開催できると思います。

建設関係は県の前倒し事業の大久保排水機場の建設、勅使の改修工事など、本来多額の改修費用がかかるものを、負担金の一部で済んでいます。

今後も県や国の補助金をうまく活用しながら、市民生活の向上に努めていただくことをお願いして賛成といたします。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 鵜飼委員。

○鵜飼貞雄委員 では、議案第31号の一般会計補正予算の建設文教委員会所管部分について

て、賛成の立場で討論いたします。

全体を見渡してみると執行残、入札残で見込みの減ですね、こういったもの、ほとんどそうだと。特にコロナということもあって、ここまでこぎ着けるのにも職員の方々、大変御苦労されたと思います。

1点だけ先ほど、ごとう委員、そう指摘がありましたけども、住宅・建築物安全ストック形成事業補助金、これに関してですが、建物の解体、除却ですよ。これ、100%出るわけではないので、当然その住宅に住まわれている方が除却しようとしたときに当然持ち出しもあることなので、やはりちゅうちょする部分もあるかもしれません。

ですからそういった面も差し引いて、やはり今後、大震災等々もあった場合にやはりちょっと安全の面から見ると除却を促進していかないといけない部分もあるかと思しますので、その点も今後、ちょっと一考いただいてやっていただきたいと思えます。

以上の理由で賛成といたします。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第31号のうち本委員会所管部分については原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 賛成多数であります。

よって、議案第31号のうち本委員会所管部分については賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第34号 令和2年度豊明市有料駐車場事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案件につきまして、理事者より簡潔に説明を求めます。

中野都市計画課長。

○都市計画課長（中野忠之君） 議案第34号 令和2年度豊明市有料駐車場事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

それでは、議案書の1ページを御覧ください。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ171万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,868万6,000円とするものでございます。

歳出から御説明いたしますので、8ページ、9ページをお開きください。

2款1項1目 維持管理費の説明欄、有料駐車場維持管理等業務委託料97万3,000円の

減は執行残により減額するものでございます。

3款1項1目 元金の説明欄を御覧ください。364万2,000円を一般財源から特定財源に財源振替するものでございます。

次に、歳入を御説明いたしますので、4ページ、5ページをお開きください。

1款1項1目 使用料補正額は854万3,000円の減額でございます。駐車場の利用が当初の見込みよりも少なくなったことにより減額するものでございます。

2款1項1目 繰入金金の補正額は460万3,000円の増額でございます。これは使用料の減額によるものでございます。

3款1項1目 繰越金金の補正額は222万8,000円の増額でございます。これは説明欄の前年度繰越金金が当初見込額より増となり増額するものでございます。

以上で説明を終わります。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 4ページ、5ページを御覧いただきたいと思いますが、一番上です。

使用料、有料駐車場の使用料のところでは補正前の額がこの4ページのほうを見ると2,031万、それで今回854万3,000円減ということですが、そうしますと台数、利用台数レベルでも前年実績と比べて4割ぐらいの減というような、そういう感じでしょうか。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

中野課長。

○都市計画課長（中野忠之君） 利用台数につきましては、6割ほど当初予算のときの想定よりも6割、ごめんなさい、8割ほど減額に……当初予算の想定数の台数よりも2割ほど減額になる予定をしております。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませぬか。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 討論を終結し、採決に入ります。

議案第34号は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第34号は、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第37号 令和2年度豊明市水上太陽光発電事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案件につきまして、理事者より簡潔に説明を求めます。

堅田環境課長。

○環境課長（堅田直寛君） 議案第37号 令和2年度豊明市水上太陽光発電事業特別会計補正予算（第1号）について御説明させていただきます。

それでは、1ページを御覧ください。

歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ12万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7,112万6,000円とするものです。

それでは、歳出より御説明いたしますので6、7ページをお願いいたします。

1款1項1目 一般管理費の右側説明欄、消費税及び地方消費税の増額は執行見込額の減少によるものでございます。

4款1項1目 他会計繰出金の説明欄、一般会計繰出金は歳入歳出の見直しにより増額したものでございます。

次に、歳入を御説明いたします。

4ページ、5ページをお願いします。

3款1項1目 繰越金の右側説明欄の前年度繰越金の増額は、前年度の収支が確定したことによるものでございます。

以上で説明を終わります。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 討論を終結し、採決に入ります。

議案第37号は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第37号は、

全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第38号 令和2年度豊明市下水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

本案件につきまして、理事者より簡潔に説明を求めます。

近藤下水道課長。

○下水道課長（近藤 潔君） それでは、議案第38号 令和2年度豊明市下水道事業会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

今回の補正は収益的収支における令和元年度消費税及び地方消費税の申告、確定に伴い、収入及び支出の見込額の増減、資本的収支における工事費、補償費などの支出見込額の減額及び他会計出資金をはじめとする各収入の増減に伴うものであります。

それでは、内容を御説明いたしますので1枚おめくりください。

第1条は総則を、第2条は業務の予定量は令和2年度豊明市下水道事業会計予算第2条第4号中、管きょ建設改良費7億2,944万3,000円を5億3,799万7,000円に改め、第3条は予定に定めた収益的収入及び支出の予定額を補正するもので、収入については第1款第3項 特別利益840万6,000円を増額し、支出については第1款第3項 特別損失1,200万円を減額するものです。第4条は予算に定めた資本的収入及び支出の予定額を補正するもので、収入については第1款第1項 企業債9,570万円を減額、第2項 他会計出資金3,387万2,000円を増額、第6項 国庫補助金1億2,961万8,000円を減額するものです。

支出については、第1款第1項 建設改良費1億9,144万6,000円を減額するものです。第5条は予算に定めた公共下水道事業債の限度額を補正するもので3億2,570万円を2億3,000万円に改めるものです。

この補正予算書に関する事項別内訳等につきましては、2ページの令和2年度豊明市下水道事業会計補正予算（第3号）実施計画以降、資料を添付しておりますので御参照ください。

以上で説明を終わります。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 理事者の説明は終わりました。

これから質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 8ページを見ていただきたいと思います。このほうが分かりやすいので。

下から2行目の8ページの工事請負費で、管きょ等築造工事費で1億7,653万7,000円、

かなり大きな額の減額となっております。これ、当初予算では6億7,000万ほどでしたので、そのうちの1億7,600万が減ということで、これだけ大きな大幅減になった理由について御説明をお願いします。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

近藤課長。

○下水道課長（近藤 潔君） 今回は農排統合事業の大きな工事が5本ございました。

ごとう委員言われたように約、予算としては6億7,000万円なんですが、実際に今回落札が非常に競争が働いておりまして一番安いところで73.8%の落札率です。70%が2つと80%が2つありまして、その分がかなり減額になったというふうに考えております。

終わります。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 そうしますと、その上の表ですけども、その減額に伴ってこの建設改良債とか、それから、国庫補助金が減額になってきたというふうに、そういう理解でよろしいでしょうか。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 近藤課長。

○下水道課長（近藤 潔君） それとは関連、実は言うとしておりませんくて、国庫補助金につきましては、我々の予算要望の予算で予算組んで予定額として組んでおりましたが、実際に国のほうから内示が入ってまいりましたのが2億1,250万になっておりますので、その辺をこの資本的収支の部分の歳入歳出をいろいろと調整をしましたところ、一番にネックになるのが今回一番上に建設改良費、公共下水道事業債というのがございます。

昨年までは特別会計でして、この起債対象工事の変更設計が全て終わりました、金額が確定し、起債の借入れについては特会の際は出納閉鎖期間がありましたので5月の終わりに入れておったんですが、企業会計となりまして企業債会計の借入れは、起債の借入れが2月になりました。

今回補正の要望をお願いするときに2月の初めですので、まだその起債の対象工事ですね、大きい工事につきましてはの変更が進んでおりませんでしたので、その辺の部分が不足となる分で、収入の不足となる分で他会計出資金の3,387万2,000円をお願いして収支均衡を図るものです。

終わります。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ごとう委員。

○ごとう 学委員 なかなか分かりにくい部分があるんですが、そうしますと確定、これ、

決算で確定するときにはまた、数字が変わってくる可能性があるということ、そういう理解でよろしいですか。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

近藤課長。

○下水道課長（近藤 潔君） 企業会計につきましては、あくまでも予定予算額ですので、決算が全てとなりますので、当然変わってくると思われま。

終わります。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 討論を終結し、採決に入ります。

議案第38号は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第38号は、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

これより請願及び陳情の審査に入りますが、請願、陳情と関係のない職員については自席待機といたしたいが、御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 御異議がありませんので請願、陳情と関係のない職員については自席待機といたします。

（請願、陳情と関係のない職員については自席待機をなす）

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） それでは、入りたいと思います。

初めに請願第1号 桶狭間古戦場に長州藩士・吉田松陰が来訪の像・解説看板設置に関する請願を議題といたします。

請願者の寺元様より請願の趣旨説明の申出がありますので、5分以内で説明をお願いします。5分たちましたらベルで合図させていただきますので、終了いただきますようお願いいたします。

では、始めてください。

○請願者 今日はお呼びいただいてありがとうございました。

私は新栄町に在住します寺元道義と申します。

このたび、吉田松陰の像を建てていただくようにお願いいたしました。よろしくお願いいたします。

請願理由といたしまして、現在桶狭間の合戦の主戦場は名古屋市ではないかと言われていたのですが、実際には桶狭間合戦場、また、義元が戦死したところは豊明史跡であります。これは間違いありません。

その理由といたしまして、豊明市には尾張藩の尾張藩主、初代の尾張藩主の徳川義直公が桶狭間古戦場御巡覧として義元公の墳墓に参っております。これが1625年です。

それは源敬様御代御記録といって、尾張藩の公式記録に記録されています。

また、その前の徳川家康、これが大高城におりましたが、1600年代に家康公が浜松にいらした頃、京都に上洛するとき今の旧国道のところに籠を止めて義元公の墳墓に手を合わせたと、そのときに馬廻衆200人が一緒にすすり泣いたという、それが東照宮御実紀に記録があります。

ということで、あそこが、あそこが言ったら変ですけども、桶狭間古戦場、国指定史跡、桶狭間古戦場が義元公の戦死所であり主戦場であったという証拠であります。そのほかにも証拠はありますけど、後で述べさせていただきます。

吉田松陰が来たという証拠ですが、これは13代藩主、毛利義親公が参勤交代で江戸へ向かうとき、吉田松陰は現代意識ですけども、東遊日記、1851年、現代意識3月27日晴れ、午前8時から9時頃、笠寺の前を過ぎ、鳴海、大浜を経て尾張藩の境界に至る。川があり、境川という桶狭にて今川上総介義元、諸将の墓、これは桶狭七石表のことを言っています。

石に刻まれる文を見る、これは桶狭弔古碑のことを言っています。

古を弔い、今を悲しみ、恨々として去るということが言われています。

吉田松陰一行が桶狭間古戦場を間違えるはずがありません。豊明史跡は桶狭間古戦場である証拠であり、当地より1,500メートルも南にある名古屋市の桶狭間古戦場公園周辺、あそこではないことは明らかです。

吉田松陰は29歳で亡くなっていますが、その足跡は全国に158か所あります。そのうち、70%の111か所に記念碑が建てられています。

これは何を意味するかと言えば、吉田松陰の非常に名前がネームバリューがあるということです。

私はそれにより吉田松陰の来訪記念碑を建てるべきと考えます。

去年ですけど、私はガイドをやっていたけども、そのときにお客さんが20名ほど来ていたんですけど、あそこに桶狭弔古碑がございます。あれを見てください。あれは吉田松陰も見ましたと言ったら、みーんなずーっと行ってしまった、そういう経緯があります。

やはりみんな知っています。私の奥さんも歴史は疎いですけど、吉田松陰は知っています。

そういうところで、桶狭間の古戦場は豊明市であると、これを全国の方に知っていただくために吉田松陰来訪記念碑を建てていただきたいと思います。

これ、証拠ですが、1つ申し上げますと桶狭七石表、これは尾張藩9代藩主徳川宗睦公が温故知新の教えから、家臣に命じて長久手及び桶狭間古戦場を整備を命じました。その命を受けたのは藩校明倫堂の創始者である人見弥右衛門、赤林孫七郎でした。

2人は藩内の史跡を整備を行いました。明和8年12月8日、長久手古戦場を回り、2人はその足で桶狭間古戦場を回りました。

同年12月18日、豪商鳴海の下郷弥兵衛の出資によって桶狭七石表が造立されました。

(終了ベル)

○請願者 すみませんでした。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） よろしいですか。

ありがとうございました。

本請願につきましては、紹介議員が既に本会議場において趣旨説明をされましたが、補足説明の申出がありましたので、紹介議員席に移動し説明をお願いします。

では、月岡修一議員、お願いします。

○月岡修一委員 紹介議員として皆様をお願いでございますが、私は寺元氏のフェイスブックを見て、大変重要な文を全国に情報を提供していただいております。

これだけの情報を、本当に1冊、2冊の本にまとめて全国の書店で売ったら、豊明市というのはもっともっと全国的に有名な所在市になるのかなとは思っているんですが、何分にも敷地的にもちょっと狭くて、本当にあれだけの戦国の時代を、歴史を変えた戦があったところとは思えない、そういったことを踏まえて、やはりできるだけ分かりやすい看板等を設置していただきたいというのがこの歴史研究家の皆さんの思いであり、ガイドボランティアの皆さんの思いでもあります。

そういったことに私は共感をして、今回、紹介議員にならせていただきました。

ぜひともまた、チャンスがありましたら、フェイスブック等、すばらしい情報が出ております。

そういった学者も解けない、学者も分からないような部分を一つ一つ明らかにしながら、皆さん全国に紹介をしていただいている、そういった桶狭間の古戦場史でありますので、どうか今回の請願、それぞれの立場で、それぞれのお考えがあると思いますが、できればその看板の設置というところをしっかりとお受け取りいただいて、皆さんに御賛同いただ

ければという思いでおります。よろしくお願ひいたします。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 御苦勞さまでした。

本請願について、当局より状況等で説明できることがあればお願ひします。

小串教育部長。

○教育部長（小串真美君） 特にはございません。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 当局、あるいは請願者へ質疑のある方は挙手を願ひます。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 先ほどの御説明の中でちょっとメモが十分取れなかったのもう一度確認したいんですけども、尾張藩主が1625年に現地へお参りされたというようなお話がありましたけれども、もう一度すみません、その尾張藩主の名前とそれから、そのことが書いてある書物の名称を教えていただきたいと思ひます。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁を願ひます。

寺元様。

○請願者 尾張藩主、初代藩主、徳川義直公です。この方は徳川家康の九男です。

これは、この方が源敬様といひまして26歳のときに12月、1625年12月29日、父家康公の主君であった今川義元公の墓参で豊明史跡に来ています。これは昔は田楽ヶ窪といひました。

この年、桶狭間古戦場御巡覧、源敬様御代御記録といひまして、これは尾張藩公式記録といひまして、現在名古屋の蓬左文庫にございます。

よろしいでしょうか。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ありがとうございます。

鵜飼委員。

○鵜飼貞雄委員 当局にしましうかね。

この桶狭間古戦場の跡地というんですかね、こちらにその看板であるとか、像を建立するというのは、コンプライアンスの面からして、これ、どうなんでしょうか。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願ひます。

深草生涯学習課長。

○生涯学習課長（深草広治君） 今でも、古戦場のほうにはもちろん看板が今設置はされておりますが、基本的にはその現状の形をできるだけ保存していくというようなものが基本的な立てつけとしてある、そのような考えでございます。

以上でございます。

(ちょっと今の説明にちょっと訂正を申し入れたいです。現状設置された看板は……の声あり)

○建設文教委員長(ふじえ真理子議員) すみません、紹介議員の月岡議員。

○月岡修一委員 現状設置された看板等はありません。設置はされておられませんよ。

よろしいでしょうか。その辺、違うと思います。

○建設文教委員長(ふじえ真理子議員) 深草課長。

○生涯学習課長(深草広治君) 私のほうでちょっとその看板というのが今設置されていないというのは、もちろん吉田松陰さんの看板は設置されていないです。

案内をする看板についての解釈の中で申し上げたところでございます。

以上でございます。

○建設文教委員長(ふじえ真理子議員) ほかに質疑のある方。

堀内委員。

○堀内ちほ委員 紹介議員の月岡議員にお聞きしたいです。

先日、私たち真明の会派からは、今現在も桶狭間について研究とか保存されていらっしゃる方へ請願を出される趣旨は説明され、合意されてのことかを確認させていただきましたが、まだこれからですとおっしゃられました。

そこで、再度確認させていただきますが、現在活動されているガイドボランティアさん、古戦場まつり保存会さん、舘区、桶狭間区さんとか、ごめんなさい、桶狭間区さんへの請願を提出されることの説明はどうなっていますか。されていますか。

○建設文教委員長(ふじえ真理子議員) 答弁願います。

(私がですね……の声あり)

(紹介議員の声あり)

○建設文教委員長(ふじえ真理子議員) 答弁願います。

月岡議員。

○月岡修一委員 この件に関しましては、私のほうからもお願いして近隣の区長さんとボランティアの方、そういった方々にはお願い、こういったことをさせていただきますという内容を説明をされております。

以上です。

○建設文教委員長(ふじえ真理子議員) 堀内委員。

○堀内ちほ委員 その説明について理解はされていますか。

どんなような反応されました。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

月岡議員。

○月岡修一委員 当事者じゃないので、当事者に会っておりませんので、私は直接。理解したかどうか分かりません。説明していただいたのは寺元さんですから。

（皆さん賛同してくださいましたの声あり）

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） いいですか。

堀内委員。

○堀内ちほ委員 いや私、先日、月岡議員に会派のほうからこの確認はされていますかというのを聞いたので、そこは確認させていただきたかったんですけど、月岡議員はまだされていなかったということです。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 再度お願いします。

月岡議員。

○月岡修一委員 私が桶狭間区とか、近隣の区長さんに直接会う立場でもありません、この場合。

寺元さんがみえますので、そういった立場では一番必要なのは寺元さんが行動されることとありますので、誤解なきようお願いいたします。

（そこを紹介議員だからの声あり）

（指名、指名の声あり）

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 月岡議員はそういう説明をされていないということの理解でよろしいでしょうか。

（私がやりましたの声あり）

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） はい。

よろしいですかね。

ほかに質疑のある方。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 この請願の内容でもうちょっと御本人にお伺いしたいんですけど。

この請願書のめくった上のほうですね、1851年に吉田松陰がみえたということが、東遊日記という書物に書かれておるといふふうにありますけれども、東遊日記というのはどこにあるんでしょうか。

（現在は国会図書館にありますの声あり）

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

すみません、寺元様。

○請願者 申し訳ありません。

東遊日記はこれ、現在国会図書館にございます。

生涯学習課の岸田さんが確認しております。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ほかに質疑のある方、ございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 もう一つ、その右側のページの貝原益軒のこの壬申紀行と言うんですか、これ、これも国会図書館でしょうか。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

寺元様。

○請願者 度々すみません。

はい、そうです。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ほかに質疑のある方、よろしいですか。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

その前に、紹介議員は委員席に移動願います。

それでは、討論のある方は挙手を願います。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 非常に迷うところではありますけれども、賛成の立場で討論をさせていただきたいと思います。

この請願書を興味深く読ませていただきまして、ここに記載されている書物、私は今回初めて知りました。

今請願者の方から生涯学習課の職員も国立国会図書館にあるということを確認しているというようなお話で、特に当局側から異論もありませんでしたので、そういうことかなというふうに思います。

先ほど看板が立てれるかどうかというようなそういうお話もありましたけれども、私も実は職員のとときに文化財のことは担当しておりましたので、看板ぐらいが立てれるかどうかというのはそれなりに承知しておるつもりですけれども、文化財じゃなくて文化庁ですか、での協議は必要だと思いますが、簡易な現状変更は認められるということです。

現に今看板が古戦場の紹介の看板が立っておるのはその現状、簡易な現状変更が認められた印だというふうに思っておりますので、今回も申請されれば許可される可能性は十分あると思います。

今までの看板とこの今回御指摘のあった内容を合わせて新しいのを作るのかどうかとい

うようなことは検討が必要かと思えます。

それと先ほどの書物に確実に書いてあるかどうかということも文化財保護委員会のほうでしっかり文化財保護委員の先生方に調査、確認をしていただくといいかなというふうに思います。そういったことで問題がなければ私は構わないというふうに思います。

あの古戦場の跡地には今土塀が建っておりますけれども、あの土塀は許可を得ずに建て、それが撤去されずにそのまま残っているわけですが、そういったあしき前例があるので……。

(発言する者あり)

○ごとう 学委員 全然ですね、全然、十分、急に笑わないでください、十分気をつけて検討していただいたらいいかなというふうに思います。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ほかに討論のある方。

月岡委員。

○月岡修一委員 当然賛成、紹介議員ですので賛成の立場であります、実は十数年前に私、今川義元公の末裔に当たるという方から重要な書類をこれ、全部預かっています。こん中に入っています。

ぜひともこの桶狭間をしっかりと全国に知らしめて、今川義元公の供養をされておりますので、そういったことも含めてしっかりと全国にこの歴史を知らしてほしいということで、なぜか私に全部、もちろん国会図書館の資料もコピーしたやつ、みんな入ってしまして。

これを一応寺元さんにもお見せしたわけですが、そういったことがありましてこの古戦場には非常に以前から興味を持っておりまして、自分ながらいろいろ資料を調べたりしておりました。

しかし、どうしても分からないことがたくさんありまして、その中でフェイスブックで寺元さんたちの情報を見たときに本当に驚きました。

ここまで詳しく資料を調べられて、その内容を全国に知らしめていただいている。本当にこういった方々が真摯にこういった努力をされていることをやはり皆さんに御承知おきいただいて、もっとお互いに力を合わせて、この豊明の歴史、豊明市の中で大変なその武家制度の制度そのものが変わるぐらいの歴史が変わってしまう戦があったんだということを知らせて、全国に周知していきたいなど、そういった思いで今回紹介議員という立場に立たせていただきました。

できましたら賛成ということでお願いいたします。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 鵜飼委員。

○鵜飼貞雄委員 では、請願の第1号に関して、私は趣旨採択の立場で討論したいと思います。

あの今回、請願出されて私もちょっといろいろと調べてみました。

歴史史実に伴うそういったエビデンスがどこまで取れているのかなというのがまず1つ気になった点、あとは看板の設置は僕の中で分かるんですが、来訪の像となってくると、もうそもそもこれ、桶狭間の古戦場の跡地、そこがメインになってくるところに吉田松陰さんの像というのも少しどうなのかなという思いはありました。

いろいろそういった思いもあったんですが、請願者の方の御説明、聞いていましたら、この豊明の史跡というのが桶狭間の古戦場だというものをこれ、知らしめたい。また、当然これを基にして盛り上げていきたい、そういった熱意は伝わってまいりましたので、思いのほうは十分理解しました。

ですので、趣旨採択という形で取らせていただきたいと思います。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ほかに討論のある方。

近藤委員。

○近藤善人委員 会派でよく検討したんですけども、会派の立場としては不採択の立場で討論いたします。

間接的ではありますが、あまり賛成できかねるという声も多々聞いております。

それと今コロナの、コロナ禍の中、市も基金を取り崩しております。収束が見えない中、今このような支出は市としてもちょっと難しいかなと思います。

よって、この請願は不採択といたします。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ほかに討論のある方。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

請願第1号は採択すべきものと決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 2名です。

賛成少数であります。

続いて、請願第1号は趣旨採択すべきものと決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 2名ですね。

そうですね、賛成と趣旨採択が同数でありますので、委員長において請願第1号に対する可否の裁決をいたします。

(発言する者あり)

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） あっ、違いました。いいですね。

請願第1号については、委員長は不採択と裁決いたします。

請願者に退席願うため、ここで暫時休憩といたします。

請願者の寺元様、お疲れさまでした。

午後零時22分休憩

午後零時24分再開

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） では、休憩を解き、休憩前に引き続き会議を始めます。

その前に、陳情の審査に関係のない職員は自席待機といたしたいが、委員の皆さん、よろしいですか。

(異議なしの声あり)

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） では、陳情に関係のない職員の皆さんは自席待機でお願いします。

では、続いて、陳情第1号 ゼロカーボン達成に向けた取組みの推進に関する陳情を議題といたします。

陳情者の榊原様より陳情の趣旨説明の申出がありますので、5分以内で説明をお願いします。5分がたちましたらベルで合図をさせていただきますので、終了していただくようお願いいたします。

それでは、お願いします。

○陳情者 榊原 平と申します。豊明市の隣の隣の安城市に住んでおります。

私は、東京大学の山本良一名誉教授が発起人委員会を務める、学者、企業、自治体、市民とが連携して地球温暖化問題について取り組む気候非常事態ネットワークの発起人の1人に加えさせていただいております。

私は、この豊明市において、2050年までの二酸化炭素排出実質ゼロの達成に向け、地球温暖化対策を行うこと、ゼロカーボンシティ宣言の検討をするよう採択を行っていただきたく、個人として陳情に参りました。

私の住む安城市議会では、主要会派から紹介議員を出していただき、請願として、先週木曜日、11日午前に全会一致で委員会採択され、また、同じ日の午後には、碧南市議会に

においても委員会採択されました。さらに、翌12日金曜日にも、知立市議会において全会一致で委員会採択がされました。

近年、国内外で、猛暑や豪雨などの温暖化が原因と見られる異常気象による災害が増加しています。御存じのとおり、去年10月、菅総理は所信表明演説で、グリーン社会の実現を目指し、二酸化炭素排出を2050年までに実質ゼロとする方針を表明されました。また、同年11月には衆参両院において、地球温暖化問題は、もはや気候変動の域を超えて、気候危機の状況に立ち入っているとの認識を共有し、脱炭素社会の実現に向けて国を挙げて実践していくこととの決意が示され、気候非常事態宣言が全会一致で採択されました。

2050年までの二酸化炭素排出実質ゼロを掲げるゼロカーボンシティ宣言を表明した自治体は、京都市、東京都、横浜市、神奈川県をはじめ、日に日に増加しており、先週3月12日時点で317自治体となり、人口合計すると1億207万人と、既に日本の総人口の80%を超え急拡大しています。

近隣の自治体では、豊田市、みよし市、岡崎市、半田市がさきにゼロカーボンシティ宣言をしており、続けて武豊町、大府市、田原市、犬山市、蒲郡市も、先日、ゼロカーボンシティ宣言を行ったところです。

小泉進次郎環境大臣が、ゼロカーボンシティ宣言の参加の呼びかけの中で、気候変動問題は、私たち一人一人、この星に生きる全ての生き物にとって避けることのできない喫緊の課題であると述べております。

国際的にパリ協定の目標を達成し、脱炭素社会の実現に向けて持続可能な社会をつくっていくためには、国民一人一人、誰一人取り残すことなく、日本社会が一丸となって問題解決に取り組む必要があります。それが、安城に住む私が豊明市議会に陳情させていただいている訳であります。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ありがとうございます。

本陳情に……。

（まだ残っていますの声あり）

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） あっ、失礼しました。大変失礼いたしました、続けてください。

○陳情者 急いで終わらせます。

地球温暖化に伴い激しさを増す自然災害に対して、レジリエンス、適応力を高めていかなければなりません。また、そのために持続可能な地域づくりをしていかなければなりません。これには、自然と社会の共生の実現、循環社会の実現、地産地消の地域づくり、そして壁のない社会を実現することも加速していかなければなりません。

今、コロナ禍にあって、私たちは新しい生活様式を取るようになり、大きな社会変革のときにあると思います。脱炭素社会に向けて、国連、SDGsが目指す持続可能な社会を実現していくために、今すぐ、市民、事業者、市役所が力を合わせて、一丸となって行動変容することが求められています。

そして、この1つしかない、大切なきれいな私たちの地球、瑠璃色の地球を世界の人々と一緒に一丸となって守り、子どもたちに残していきましょう。それが私の心からの願いです。御清聴ありがとうございます。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ありがとうございます。

本陳情について、当局より状況等で説明できることがあればお願いします。

宇佐見経済建設部長。

○経済建設部長（宇佐見恭裕君） 環境課としての意見でございます。

市としましては、環境基本計画にのっとり、CO₂削減に向けて引き続き取り組んでおります。今後も取り組んでいきます。

ゼロカーボンシティ宣言については、現時点ではそこまでの考えには至っていないというように感じて考えております。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） それでは、当局あるいは陳情者への質疑のある方は挙手を願います。

ないですかね。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 この1番目のところで、ゼロカーボンシティ宣言をしている自治体のことをお聞きしようかなと思っていましたけど、今詳しい御説明がありましたのでよく分かりました。

この後段のほうで地球温暖化対策を行うこととありますけど、これ、自治体レベルで具体的にどんなことをやったらいいかみたいなことで、もし何かお考えがあればお聞かせいただきたいと思いますけど。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁を願います。

榊原様。

○陳情者 この具体的な取組については、それぞれ自治体の特徴に合わせて、皆さんいろいろ、再生可能エネルギーの導入であったり、地域電力であったり、様々なことをされています。

そういったことをほかの自治体と連携することによってたくさんの知識を得て、脱炭素

社会を実際に実現するというのは非常に大変なことなので、たくさん勉強しなきゃいけないという、そうなるとやっぱりほかの自治体と連携して、成功している事例なんかを取り入れながら、あるいは、自分たちも反対に成功している事例をつくって、外の自治体に発表していくという、そういうことをしながら脱炭素社会をつくっていくんじゃないかなというふうに思います。

もちろん公共交通機関の導入であったりとか、今ですと15分シティとかいって、自分の家から歩いて15分以内で、いろんなサービス、買物、医療のサービスが受けられるような、そうするとコロナ対策にもなっているし、地域の活性化にもつながるといって、そういったことがこの脱炭素社会に向けて、より地域を活性化していくことも可能になっている。

このコロナの解決の中で、グリーンリカバリーということが言われていますが、そういったことも含まれて、地域の活性化としても導入されているというふうに聞いております。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ありがとうございます。

堀内委員。

○堀内ちほ委員 特に先駆けているというか、成功している……。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） マイクに近づいてください。

○堀内ちほ委員 特に先駆けているとか、成功されている例がある自治体、教えていただけますか。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

榊原様。

○陳情者 日本の自治体のレベルでは、まだ私は十分に把握をしていないんですが、関東圏で神奈川とか横浜とか、そして、京都議定書を締結された京都市などは非常に熱心に取り組まれていて、二酸化炭素の排出の削減に積極的に取り組まれているということを知っています。

他国、日本以外の他国になると、もう2035年までにゼロカーボン達成だとか、もう既にゼロカーボン達成してしまっている国だとかもあって、そういったところは、熱を地域で供給されたりとか、地熱発電をされたりとか、御存じのとおり風力発電などを、再生可能エネルギーを積極的に取り入れられて、ゼロカーボンのほうを達成に近づいているというふうに聞いております。

日本はそう言ったように少し遅れています、これから急速に追いついていくんじゃないかなと思いますので、ぜひこの陳情について採択していただいて、より加速してゼロカーボン達成に向けていただければと思います。

これは、達成できないということはあっちゃいけないことなので、やっぱりこの気候変動問題ということで取り組んでいかなきゃいけない問題だと思います。ゴールを目指していかなきゃいけない問題だと思っています。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ほかに質疑のある方、いらっしゃいませんか。

堀内委員。

○堀内ちほ委員 神奈川とか横浜とかは、その各自治体のお金でそういうことをされているということですか。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 榊原様。

○陳情者 すみません、正直、私は詳しいところも分かっていないんですが、そのお金については、今、環境省がいろいろ、そのゼロカーボンシティ宣言をした自治体に対してパッケージを用意されていて、支援策を、例えば地域電力の支援だとか、そういった支援策を今の予算の中で組みられているということを私はホームページのほうで読んで確認しておりますが、各自治体については、今の現状の中では、自治体の中でいろいろ努力をされてやられているというふうに聞いていますが。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

青木副委員長。

○青木 亮委員 これ、事務局のほうにちょっとお伺いさせていただきますが、第1次計画がこの3月31日で終わって、新たに4月から第2次の計画が始まる中において、審議会が設置されて、その中に新エネルギー部会というのを取り込んでいくという考えであると思います。

その中で、ここの今、陳情事項にあられる4つの項目があるんですけども、こういった項目も当然その中で審議されつつ、計画書もいつ頃策定されるのかちょっと分からんですけど、策定期間をちょっと先に教えていただけますか。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 堅田課長。

○環境課長（堅田直寛君） 今、青木委員のほうから、ごめんなさい、副委員長のほうからお話がありましたけれども、第2次環境基本計画、これが4月1日からということで、冊子が出来上がってまいりました。後日といいますか、全員協議会ですかね、来週の全員協議会のときに皆様にお示しする予定でございます。

こちらの内容につきましては、そのときにまた説明申し上げるんですけど、今副委員長のほうがおっしゃっていただいたとおり、こちらの榊原様からいただいた採択にもありま

すような、市民とか事業者への周知とか、気候変動に関することとか、そういったことについては網羅しております。

私どもがそういったことは、ちょっと蛇足になってしまいますけど、この宣言以前から、御存じのとおり、水上太陽光発電であるとか、地中熱とか、もう既にそういったことを他市に先駆けてやっているということもございます。

ですので、そういったことも踏まえて、今後どういったことをやっていくかということになっておりますが、残念ながら、この計画には、その当時の菅首相が宣言したやつについてはその作成したときの時期がちょっと合いませんでしたので、パリ協定にある2030年度で26%削減という目標に沿ってやっておりますので、今後見直し、これ、当然、10年間の計画になりますので、今後の中間見直しとか、そういったところで、当然また委員の皆様、ごめんなさい、これは環境審議会の委員の皆様と協力しながらやっていくような形になるかと思っております。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 青木副委員長。

○青木 亮委員 そうしますと、10年ごと、見直しをかけながら、2050年のゼロカーボンに向かっていくという解釈でよろしいですね。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 答弁願います。

堅田課長。

○環境課長（堅田直寛君） おっしゃるとおりでございます。

以上です。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ほかに質疑ございませんか。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

近藤委員。

○近藤善人委員 採択の立場で討論いたします。

部長の先ほどのお言葉には、非常に残念でなりません。まだシティ宣言には至っていないということを言われたので、非常に残念です。

菅総理は、昨年11月、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すと宣言しました。世界的な潮流に日本もかじを切ったことになります。しかし、実現には多くの課題もあります。

この2050年脱炭素社会の道筋を考えると、そもそもなぜ2050年脱炭素社会なのかという

ことなんですけれども、今や気候危機とも言われる深刻な地球温暖化にブレーキをかけるためです。最高気温を年々更新し、大雨や洪水、山火事などの災害も激甚化させる温暖化を食い止めるため、パリ協定では、気温の上昇を産業革命前より1.5度Cまでに抑える努力を追求すると明記されています。

この基本上昇を1.5度Cに抑えるには、大気中に排出される温室効果ガスを、2050年には世界全体で実質ゼロにする必要があると計算されています。既に120以上の国と地域が2050年までに実質ゼロの目標を掲げ、アメリカ大統領選でもバイデン氏はこれを公約に掲げています。世界最大の排出国で、これまで排出量自体の削減目標は示していなかった中国も、9月に2060年までに実質ゼロを目指すと表明しました。

日本はこれまで、今世紀後半のできるだけ早期に脱炭素社会を目指す、具体的な時期は示していませんでしたが、世界の動きが加速する中、これ以上曖昧な姿勢を続けて、温暖化対策に後ろ向きだと批判されることは望ましくなかったとも言えるでしょう。

また、既に東京都をはじめ22都道府県などが2050年実質ゼロを表明し、その人口を合わせると、先ほど陳情の方が言われました、1億人を超えたということです。愛知県でも、先ほども言いましたけれども、半田、豊田、岡崎、みよし、知立とか碧南とか安城さんがシティ宣言をしたとお聞きしました。そういうことを考えても、後世にこの美しい地球を残すということには私も賛成です。

以上のことにより、採択いたします。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ほかに討論ございませんか。

よろしいですか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 私的なことになりましたけど、私は、実はもう20代の頃から家庭菜園をやっております、もう50年くらいになります。そうすると、この気温とか、そういったことには非常に敏感になるわけですけども、具体的にいうと野菜の種まきとか苗の植付け、これが、始めた頃と比べると、今は2週間から3週間早くなっています。早く暖かくなるから。

逆に、夏の終わりに冬野菜の種をまいたり植え付けたりするわけですけど、それは暑いので、暑いので少し温度が下がるまで、二、三週間遅らせてやらなければいけないというような状態になっています。

今の産業革命の頃より平均気温を1.5度以内にするのが目標だというようなお話がありましたけれども、私の実感からいうと、少なくとも2度や3度は高くなっているというのが実感です。

豪雨や、それから一昨年ですか、伊勢湾台風並みのスーパー台風、豊明をそれではいきましましたけれども、あれが来たら伊勢湾台風の再来だなど思いましたけれども、そういう台風も珍しくなくなってきました。本当に、今すぐ行動を起こしても、それでも遅いくらい、そのくらいの切迫感を持って温暖化防止に具体的に取り組んでいく、そういう時期に来ておると思います。

約30年くらいも、30年も前です、前ですが、リオデジャネイロの環境会議ですかね、地球サミットで採択されたローカルアジェンダというのがありますけれども、世界各国の各地域からの行動が重要であると。そういうことが強調されたものだったというふうに記憶していますけれども、私たちがやらなければならないことは、この豊明で責任を持った行動を起こす、どこかがやってくれるじゃなくて、この豊明で責任を持った行動を起こすことだというふうに思います。

そういう意味で、豊明市は本当に早くからごみのリサイクルに取り組んできましたし、ソーラー、それから地中熱の利用、それからレジ袋の有料化、もう先進的なことを次々にやってきましたので、これをさらに進めて、豊明としてのこの地域の責任を果たしていくべきだというふうに思います。

そういう意味で、この陳情には賛成をいたします。採択の立場で討論をいたします。

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

陳情第1号は採択すべきものと決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） 御異議なしと認めます。よって、陳情第1号は、全会一致により採択すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

お諮りいたします。委員会報告書については私に一任願えますか。

（異議なしの声あり）

○建設文教委員長（ふじえ真理子議員） ありがとうございます。

委員会報告書については例に従い提出をさせていただきます。

長時間の慎重な御審査、御苦労さまでした。これにて建設文教委員会を閉会いたします。

午後零時44分閉会